

2015年 2月13日  
郵政ユニオン 交第7号

日本郵政株式会社  
取締役兼代表執行役社長  
西室 泰三 殿

郵政産業労働者ユニオン  
中央執行委員長 日巻 直映

## 2015年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書

郵政産業労働者ユニオンは1月31日・2月1日の2日間、第3回中央委員会を開催し、2015春闘の方針と要求を決定しました。「賃金が上がらないなか、消費増税で生活はますます苦しくなった」「4年連続の一時金カットで生活が苦しくなる一方だ」「大幅な賃金引上げが必要」「正社員との格差を改善してほしい」「毎日超勤でくたくた。早く増員をしてほしい」「会社の将来が不安」など、現状と改善を求める声が、全国の職場から会社の違いを問わず出されました。また、昨年秋から2ヶ月間実施した2015春闘アンケートでも、苦しい生活実態が明らかになり、同様の切実な声が寄せられました。要求書は、こうした職場実態に根ざした声としてまとめられ、討論し集約したものです。

第1に、2015春闘では、消費税増税の影響や円安等による物価の上昇により労働者の実質賃金が低下し、一方で、資本金10億円以上の大企業の内部留保は2013年末で285兆円となっている状況のもと、大幅賃上げが求められています。そして、「賃金引上げ、内需拡大でデフレ不況からの克服」という、これまでの取り組みが反映し、政府が経団連に賃金引上げを要請し、大企業の責任が問われています。日本の景気を回復させるためには、労働者の賃金を上げて、個人消費を拡大し、地域経済を活性化することが必要であり、日本最大の企業である日本郵政グループが、その立場に立つことが求められています。

第2に、郵政グループ各社の経営状況は、2015年3月期中間決算では日本郵便を除く3社は黒字決算となっており、通期見通しは、グループ連結で当期純利益を4,200億円に上方修正しました。また、日本郵便は、昨年9月に6000億円の増資が行われました。グループ全体で、私たちの賃金引上げ要求に応える体力は充分にあるといえます。

第3に、総務省の「労働力調査・詳細集計」2013年によれば、非正規社員は雇用者全体の36.6%となり、郵政グループにおいては期間雇用社員の比率は高く47.1%となっています。こうしたなかで、安定した雇用の創出は日本経済を再生する上で重要であり、安定したサービスの提供が求められる事業運営の上でも欠かすことはできません。「希望する人全員の正社員化」と期間雇用社員の切実な要求である「均等待遇」をどう実現していくのかが、約20万人の期間雇用社員が働く郵政グループ各社に求められています。

第4に、要員不足は全国の職場で深刻な事態となっており、異常な職場実態が全国から寄せられています。利用者から信頼される安定したサービスを提供するため、そして社員の健康維持のために職場実態の把握と正社員の大幅増員を行い、職場環境を整備することがグループ各社に求められています。

第5に、株式上場の計画が進むなか、企業としてのあり方が問われています。金融と通信のユニバーサルサービスを担う会社として、グループ全体で健全な事業運営が求められています。それを支える社員の協力を頼み、希望が持てる会社にするために、提出された要求書に真摯に応えるべきです。

以下の要求項目に対して、3月11日までに回答するよう求めます。

## 記

### I 期間雇用社員の処遇改善について

#### 1 具体的な賃金引上げ要求

##### (1)月給制契約社員の基本月額引上げについて

- ①基本月額を 20,000 円引上げること
- ②加算回数を増やし、最高額を引上げること

##### (2)時給制契約社員の時給引上げについて

- ①時給を 200 円引上げること
- ②時給をどこでも最低 1,200 円以上とすること

#### 2 一時金について

##### (1)月給制契約社員は、年間 4.3 月とすること

##### (2)時給制契約社員は、1 ヶ月の平均賃金の 4.3 月分とすること

#### 3 均等待遇要求について

##### (1)制度に関する要求

- ①労災補償については、正社員と同様の制度を設けること
- ②正社員と同様に休職制度を設けること
- ③育児休業については、取得要件を正社員と同様にすること
- ④小学校就学前までの子を養育するための看護休暇については、正社員と同様に有給とすること
- ⑤病気休暇制度については、正社員と同様の制度とすること
- ⑦夏期休暇及び冬期休暇を正社員と同様に付与すること
- ⑧特別休暇については、正社員と同一の内容とすること

##### (2)手当について

- ①正社員と同様に扶養手当を支給すること
- ②正社員と同様に住居手当を支給すること
- ③正社員と同様に寒冷地手当を支給すること
- ④非番日労働については、正社員と同様に 100 分の 135 の割増手当を支給すること
- ⑤早出勤等手当については、正社員と同様の手当額を支給すること
- ⑥祝日勤務については、正社員と同様の扱いとすること
- ⑦夏期・年末一時金については、「業績」への貢献を一時金に反映させるように是正すること
- ⑧年末年始業務手当を正社員と同様に支給すること

#### 4 正社員登用に関して

##### (1)希望する期間雇用社員は全員、正社員とすること

##### (2) (新) 一般職への採用 (登用) については応募要件を見直し、選考方法の簡素化や期間雇用社員の優先採用を実施すること

##### (3)有期雇用から無期雇用への転換は、有期期間 3 年を経過した時点で行うこと。また、すでに 3 年経過した者は無期雇用とすること

##### (4)無期転換した社員の労働条件は、(新) 一般職の水準に改善すること

### II 正社員の処遇改善について

#### 1 具体的な賃金引上げ要求

- (1)正社員の俸給を月額 20,000 円引上げること
- (2)高齢再雇用社員の基本賃金を次のとおり引上げること
  - ①フルタイム勤務社員は、月額 20,000 円引上げること
  - ②短時間勤務社員は、月額 10,000 円引上げること
- (3) (新) 一般職の基本給を抜本的に改善すること
- (4)正社員の初任給を大幅に改善すること

## 2 一時金について

正社員・高齢再雇用社員は年間 4.3 月とすること

## 3 手当の改善について

- (1)調整手当については、以下のとおり改善すること
  - ①甲地◎地域[都区内] 現行 12%を 15%に、甲地※地域現行 10%を 13%に、甲地域現行 6%を 10%、乙地域現行 3%を 8%に、それぞれ改善すること
  - ②調整手当の支給地域を拡大すること
- (2)扶養手当については、以下のとおり改善すること
  - ①配偶者 14,500 円とすること
  - ②15 歳以上の子 9,500 円とすること
  - ③15 歳未満の子 5,600 円とすること
  - ④配偶者を欠く子 15,000 円とすること
  - ⑤その他の家族 3,000 円とすること
- (3)住宅手当については、以下のとおり改善すること
  - ①借間借家については、家賃の 60%とすること
  - ②持ち家は 1 ケ月 9,000 円とし、ローン支払い期間中は補助すること
- (4)通勤手当については、本人の申告の通勤経路を基本とし全額支給すること
- (5)寒冷地手当を地域事情に合わせて引上げること
- (6)超過勤務手当等の引上げについて
  - ①超過勤務手当は 100 分の 150 とすること
  - ②休日給〔週休日及び非番日〕・祝日給は 100 分の 250 とすること。ただし、当面の措置として「代休」取得者は、代替休暇の他に割増分（35%）について差額休日給を支給すること
  - ③日曜・土曜日出勤手当を新設し、1 回 2,000 円を支給すること
  - ④夜勤手当は 100 分の 50 とし、午後 10 時から午前 7 時までを支給対象とすること
  - ⑤早出勤務等手当は、1 回 1,000 円支給し午前 8 時間でと午後 8 時以降終業も対象とすること。なお、病院看護師は 2,800 円とすること
  - ⑥夜間特別手当は、病院看護師について深夜勤は 7,000 円、16 勤は 15,000 円とすること

## Ⅲ 大幅増員について

- (1)安定したサービスを提供するための必要な要員を確保すること。そのために正社員を増員すること
- (2)社員の健康維持のために、要員不足・長時間過密労働を解消すること。そのために正社員を増員すること